



## ＜性暴力被害にあうこと＞をめぐるパフォーマンス的な語りの可能性

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-09-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 良子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00004853">https://doi.org/10.24729/00004853</a>

投稿論文

## <性暴力被害にあうこと>をめぐる パフォーマティヴな語りの可能性

伊藤 良子

### 1 はじめに

今ある性暴力をめぐる言説の多くは、周縁化された一人ひとりの被害者の「声」が支援者や専門職者によって「集合の知」として紡がれ、代弁される形で世間に広まってきた（伊藤 2013）。とりわけ20世紀後半以降に性暴力の社会問題化および被害者支援の活動に取り組んできたフェミニズム、司法、精神医学・心理学などの支援者や専門職者によって紡がれた「集合の知」は、これまで男性中心主義的に捉えられてきた性暴力をめぐるパラダイムを大きく転換させ、社会変革を促したという意味においてその重要性は否定するべくもない。

しかしながら、それらの言説はジェンダー間の不均衡な権力関係や被害者の心の傷を強調するあまり、支援者や専門職者が目指していたはずの当事者のエンパワメントには必ずしもつながらず、むしろ無力で脆弱な被害者、あるいは被害を乗り越えた強いサバイバー（survivor、生存者）といったステレオタイプな被害者像を表象することにつながった。こうした被害者像の表象は、性暴力被害が致命的で克服困難であることを強調するばかりでなく、当事者が被害経験を多様に解釈したり、「被害者」アイデンティティを抑圧したり、否定したり、放棄したりする可能性を阻害するといった問題を孕んでいる。しかし、これまで支援者や専門職者によって構築された「被害者」カテゴリが包摂しているさまざまな問題が、当事者の「被害者」アイデンティティにどのような影響を及ぼすのか、さらには当事者が「被害者」アイデンティティをどのように引き受けたり、放棄したりし

ているのか、また被害経験をどのように意味づけ、物語を紡いでいるのかという点は十分明らかにされてこなかった。

そこで本稿では、ジュディス・バトラーの「パフォーマティヴィティ(performativity)」概念を参照し、当事者が被害経験を語る際に、受動的であると同時に能動的であり、脆弱であると同時に強くもあり、精神的に病的であると同時に抵抗する力を持っている、被害者であると同時に被害者ではないといった複数のアイデンティティを他者に提示する姿を描き、被害経験をパフォーマティブに語る意義について検討する。さらに、当事者が被害経験を柔軟に語り直すことによって「被害者」カテゴリを「充実」させる方向に変容させる可能性について論じることとする。

本稿の構成は、第2章で、これまでフェミニズム、司法、精神医学・心理学、当事者といったそれぞれの立場からどのような「被害者」カテゴリが構築されてきたのかを概観し、積み残された課題を指摘する。また、当事者の語りを分析する枠組みとしてバトラーの「パフォーマティヴィティ」概念を提示する。第3章で、当事者が支援者や専門職者によって構築された「被害者」カテゴリに基づいた「被害者」アイデンティティを一旦引き受けながらも、被害経験の意味をさまざまに立ち上げながら語り直す実践を提示する。第4章で、当事者が被害経験をパフォーマティブに語り直すことの意義や、今ある「被害者」カテゴリをさらに充実させることの意義について考察する。

## 2 問題の所在と本稿のパースペクティブ

### 2-1 「被害者」および「サバイバー」カテゴリの多元性

本稿で、当事者が被害経験の意味をさまざまに立ち上げながら語り直すことの意義を分析するうえで、これまで支援者や専門職者によってどのような「被害者」カテゴリが構築されてきたのかを確認しておく必要がある。以下では、フェミニズム、司法、精神医学・心理学、当事者の4つの立場から、それぞれどのような「被害者」カテゴリが構築されてきたのかを整理する。

第1に、フェミニズムの女性たちは、60年代後半以降、米国各地でコンシャスネス・レイジング (consciousness-raising, CR) を開催し、「女性に対する暴力」が広く社会に存在していることを認識した。女性たちは、これらの暴力を男性が女性を従属させるためにふるう「力と支配の問題」並びに「人権侵害の問題」として措定し、男性を暴力の加害者、女性をその被害者として立ち上がらせ、社会運動に昇華させた。すなわち、フェミニズムにおける「被害者」カテゴリとは、女性も男性と同様に人権を尊重されるべき存在であることを強調すると同時に、これまで男性によって抑圧され、沈黙を強いられてきた現状に対抗するために作られたのである。つまり、女性自らが被害者として立ち上がって声をあげたという意味において、極めて政治的なカテゴリであると言える。

第2に、司法の枠組みにおいて「被害者」カテゴリをめぐる議論に一石を投じたのは、80年代に登場した「権力濫用の被害者 (victims of abuse of power)<sup>1)</sup>」概念である。それまで各国の刑事司法に則った犯罪を受けた者のみが被害者として認識されていたが、この概念の登場によって行為者(加害者)がどのような意図で加害行為を行ったのかという意思や事情と関係なく、それを苦痛に感じているのであればその人は被害者である(諸澤 1998: 15, 25)との社会的合意が形成され、「被害者」カテゴリは確実に広がった。そして、現在、性暴力の定義も「権力濫用の被害者」概念を踏襲しており、「本人が望まない性的行為は全て性暴力である」という位置づけとなっている<sup>2)</sup>。しかしながら現実には、刑事司法において、性暴力の問題をめぐる「権力濫用の被害者」概念が通用することはまれであり<sup>3)</sup>、司法によって保護されない多くの被害者が存在している。

---

<sup>1)</sup> 1985年に第7回国連犯罪防止会議で採択された「犯罪および権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」(第18条)で登場した概念。個人であれ集団であれ、国内の刑事法には違反していないものの、人権に関して国際的に認められた基準に違反する行為または不行為により、身体的または精神的障害、感情的苦痛、経済的損失、または基本的人権に対する重大な侵害などの被害を被った者をいう。

<sup>2)</sup> 2009年に国連が発行した『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』において、性暴力は「明白で自発的な同意なく行われた性的行為で、被害者の身体の統合性 (bodily integrity) と性的自己決定 (sexual autonomy) を侵害するもの」と定義されている。

第3に、精神医学・心理学分野の見地からは、80年代の米国で、対処できないほどの大きな衝撃を受けたときにできる心の傷、すなわちトラウマをめぐる「PTSD<sup>4)</sup> (Posttraumatic Stress Disorder、外傷後ストレス症候群)」概念が導入された (コルクら 2001 : ix)。それ以降、PTSDの研究を通して強かんなどの性暴力被害者には、高い割合で睡眠障害、憂うつ、自殺傾向、心配、恐怖症、依存症、解離性同一性障害、摂食障害、性機能不全など、膨大なリストの心理学的な症状が発生しうること、また、慢性化し、深刻な状態になれば普通の生活ができなくなるほどに症状が悪化する (Lamb 1999 : 111) ことが明らかにされると同時に、被害者は治療もしくは支援の対象として位置づけられるようになった。

第4に、80年代後半に入ると、当事者から、フェミニズムにおいて承認された被害者は、加害者から反社会的な行為にさらされた人、道徳的に不公正に扱われた人としてみなされてしまう (Gavey 1999 : 59)、また精神医学・心理学分野において承認された被害者は、精神的にも身体的にも脆弱で、無力な、傷つきやすいなどの受動的なイメージに収まってしまう (Lamb *ibid.* : 112) といった懸念が表明された。そうした「被害者」カテゴリに代わって登場したのが、被害経験を生き抜いた人の強さに焦点をあて、苦境や困難から生還し、回復を果たした人に対する尊敬の念を示した「サバイバー」カテゴリである (Lamb *ibid.* : 9)。米国では、とりわけサバイバーという言葉に高い価値が置かれている。なぜならば、弱肉強食の厳しい競争社会の原理を基盤に発展したこの国では、生き残ったということは、勝利者とみなしてよいという意味が付与されているためである (森田 1991 : 11-12)。他方、日本においては、被害者とサバイバーは必ずしも相対する概念として捉えられておらず、被害者であり、なおかつサバイバーであるとの感覚で受け止められている (日本トラウマ・サバイバーズ・

---

<sup>3)</sup> 刑法の原則として「罪刑法定主義」という概念があり、性暴力のうち犯罪として罰せられる行為は、法律で定められている一部の行為に限られている。

<sup>4)</sup> PTSDは、ベトナム帰還兵に見られた戦闘体験の心理的後遺症や戦争神経症の後遺症の研究から発展した概念である。1980年に米国精神医学会 (APA) の精神科診断統計マニュアル第3版 (DSM-III) に初めて登場した (ハーマン 1999 : 7)。

ユニオンHP)。

以上見てきたように、フェミニズム、司法、精神医学・心理学、当事者など、それぞれ異なる分野で構築された「被害者」および「サバイバー」カテゴリは、一見類似のカテゴリとして機能しているように見える。しかし実際には、それぞれの支援者や専門職者が被害者に対してどのような役割を担っているのか、どのようなパースペクティブから性暴力の課題に取り組んでいるのか、被害者の対カテゴリとして誰を加害者として想定しているのかなど、さまざまな条件によって各分野の「被害者」カテゴリが包摂している被害者の範囲が異なっていることが見出された。本稿で当事者の語りを分析する際には、当事者がどの分野で構築された性暴力をめぐる言説、並びに「被害者」カテゴリに依拠しながらその経験を語るのかを注意深く読み解き、「被害者」アイデンティティを提示する様子を丁寧に描いていく必要があることがわかった。

## 2-2 多角的な「被害者」および「サバイバー」カテゴリの共存が孕む問題

では、異なるパースペクティブから構築された「被害者」および「サバイバー」カテゴリが多角的に共存している現状において、どのような問題が生じる可能性があるのだろうか。以下では、「ステレオタイプな被害者像」、「被害者カテゴリの混同」、「適合的でない被害者カテゴリ」という3つ視点からその問題点を指摘する。

第1に、今ある「被害者」カテゴリでは、多くの被害者が無力で脆弱な被害者、あるいは困難から生還した強いサバイバーといった2つのステレオタイプで捉えられてしまうことへの懸念がある。一人ひとりの被害者の経験は決して一様ではないし、ましてや被害者であることは慢性の精神疾患を患っていたり、今なお屈辱に苦しんでいる状態であることと決してイコールではない。にもかかわらず、性暴力の悪行や被害者の心身への影響を強調するあまり「被害者=傷ついた存在=弱い存在」として表象される傾向にある。あるいは、被害経験を克服したり、回復したりして前向きに生きる姿を取り戻すことが、被害者の理想の姿として表象される傾向もある。こうした事態は被害を受けた当事者にとってダメージが大きいばかり

でなく、そのような心身の状態を呈していない当事者にとって適切なカテゴリとなりえておらず、被害者として表象されることへの抵抗が生じる要因となっている。

第2に、それぞれ異なるパースペクティブから構築された「被害者」カテゴリが混同して認識されることによって、当事者が被害者として表象されることに抵抗を感じることに懸念される。たとえば、フェミニズムの女性たちによる「被害者」アイデンティティの提示は、「女性に対する暴力」に抵抗を示すための社会・文化的な営みの実践であったのに対し、精神医学や心理学分野における被害者の表象は、専門職者が客観的に生物学的反応を説明したものに過ぎない。しかしながら、それぞれの「被害者」カテゴリが混同されることによって、当事者および当事者以外の人々がイメージする被害者像に大きなズレが生じる可能性があり、「被害者」として表象されることに対する人々の抵抗が生じるのである。こうしたカテゴリの混同は、フェミニズムと精神医学・心理学のカテゴリ間にとどまらず、司法と精神医学・心理学、フェミニズムと当事者、フェミニズムと司法など、他のパースペクティブの「被害者」カテゴリ同士の間でも生じている。

第3に、筆者が最も重要な問題として捉えているのが、各分野で構築された「被害者」および「サバイバー」カテゴリが多くの被害者の状況と重なっておらず、全ての被害者にとって適切なカテゴリとなりえていない点である。この問題は性暴力の定義にも関連しているのだが、先に確認したように、現在性暴力の定義は「権力濫用の被害者」概念を基盤とし、「本人が望まない性的行為は全て性暴力である」という位置づけとなっている。この定義に基づくならば、実際多くの女性や男性、セクシュアルマイノリティの人々が、生まれてから死ぬまでの間に一度ならず頻繁に何らかの性暴力を経験していることになる。にもかかわらず、自身の経験したことが性暴力の概念、あるいは被害者やサバイバーに対するイメージとかけ離れていることによって、それらの経験が性暴力として認識されず、暴力の問題から除外されてしまうといったことが問題として指摘できる。

以上見てきたように、当事者が被害者として表象される際に、医学的、社会学的に病理化<sup>5)</sup>され、機能不全のイメージと結びつけられることへの

反発心から「被害者」カテゴリへの抵抗が生じるといった問題を確認した。さらに、たとえ「被害者」および「サバイバー」カテゴリがさまざまなパースペクティブから多角的に構築されたとしても、「権力濫用の被害者」概念に基づいた全ての被害者を包摂できる概念になり得ていないことを確認した。

そもそも被害者とは、損害を受けた人、あるいは不法行為や犯罪によって権利やその他の侵害、脅威などを受けた人を指すのであって、被害者という言葉自体に被った侵襲の大小、加害者との関係性、被害者が弱者か強者か、病気であるか否かといった意味合いは一切含まれていない。つまり、他者から心身に何らかの侵害を被った場合、その人はつねにすでに被害者なのである。にもかかわらず、先に見てきたように、支援者および専門職者によって構築された「被害者」および「サバイバー」カテゴリは、それぞれのパースペクティブから所与の意味づけがなされているがゆえに、被害者の多くが専ら「被害者」として存在しにくくなっているのではないだろうか。本稿では、こうした問題意識のもとに当事者の語りの分析を行い、「権力濫用の被害者」概念に基づいて「被害者」カテゴリを「充実」の方向に変容させる意義を考察する。

ここで筆者が目指すカテゴリの充実というのは、これまで支援者や専門職者が構築してきた「被害者」カテゴリとは別のカテゴリを新たに創出したり、あるいは各分野の「被害者」カテゴリに包摂される被害者の範囲を無限に広げていくことではない。そうではなく、当事者が被害経験を他者に提示する際に、ある時は被害者として語り、またある時は性的経験の行為者として語るなど、物語そのものに矛盾を孕むほど柔軟に、そして、豊富で、多様で、複数的な意味の網の目において提示される「被害者」アイデンティティを包摂する様を「充実」と表現している。すなわち、「被害者」カテゴリの充実とは、「権力濫用の被害者」概念を前提として、被害者であることも、被害者でないことも含めて、当事者が他者に提示した「被

---

<sup>5)</sup> フェミニズム以降、性暴力被害者に対する偏見や男性中心主義的な視座から構築された「強姦神話」に対抗するため、性暴力の社会問題化と病理化がなされた。

害者」アイデンティティを柔軟に包摂することを目指すものである。

以下では、当事者による語りと「被害者」カテゴリの充実の関連性を見出すために、当事者の語りを分析する際の枠組みとして、バトラーの「パフォーマティヴィティ」概念を参照する。

### 2-3 バトラーの「パフォーマティヴィティ」概念

性暴力を受けた当事者が「被害者」としてのアイデンティティを受け入れたり、手離したりすることの意義を検討するために、まずはバトラーの「パフォーマティヴィティ」概念を確認しておく必要があるだろう。著書『ジェンダー・トラブル』のなかでバトラーは、「ジェンダーは結局、パフォーマティヴなものである。つまり、そういう風に語られたアイデンティティを構築していくものである。この意味でジェンダーはつねに『おこなうこと』であるが、しかしその行為は、行為のまえに存在すると考えられる主体によっておこなわれるものではない」と述べている（バトラー 1999：58）。つまりバトラーは、「主体」をあらかじめ存在する本質的な実態として想定しておらず、個人のアイデンティティはパフォーマティヴな言語や言説を通して構築されるものとして捉えているのだ。そして、パフォーマティヴな言語実践の反復を通して、ラディカルなアイデンティティを増殖させ、既存の規範を置換していく可能性を見出しているのである（バトラー *ibid.*：259-260）。

換言すれば、バトラーは、アイデンティティのカテゴリを不変的で、固定的なものとして捉えることを放棄し、一人ひとりが自己や自己の経験を他者に語ることを通して、新しい自己やさまざまなアイデンティティのカテゴリを構築していくプロセスにパフォーマティヴな語りの可能性を見出しているのである。

本稿では、こうしたバトラーの「パフォーマティヴィティ」概念を参照し、当事者が被害経験を他者に語る際に、既存の「被害者」カテゴリに依拠しながらも、そのカテゴリをさまざまに変容させながら、被害経験および「被害者」アイデンティティを提示する様を分析する。そして、被害者であるとか被害者でないといった複数の物語を語ったり、あるいは時には「かわ

いそうな私」という物語に安住したり、「大したことがない」という受け止め方に変容させたり、また時には「愛があった」という物語を選択するなどの言語行為を通して物語を紡ぎ、まさにバトラーが言うように、その物語を行ったり来たりしながらパフォーマンスに他者に「被害者」アイデンティティを提示する意義について検討する。

以下では、＜性暴力被害にあうこと＞をめぐる4人の当事者の語りを参照し、その物語のパフォーマンス性を明らかにする。その上で、当事者が既存の性暴力の言説や被害者の概念を攪乱し、新しい物語を再構築していく可能性について、すなわち「被害者」カテゴリを充実させる意義を明示化する。

### 3 ＜性暴力被害にあうこと＞をめぐる当事者の語り

#### 3-1 分析対象・分析方法

本稿で分析するデータは、2009年9月から2010年6月にかけて実施したインタビュー調査によって得られたものである。今回＜性暴力被害にあうこと＞をめぐる語りを提供していただいた4人の当事者は、子どもの時からインタビュー当時に至るまでに何らかの性暴力被害の経験がある30代から60代の女性である。そして、現在は、性暴力被害者を何らかの形で支援したり、性暴力を防止するための活動に携わったりしている「支援者」でもある。すなわち、本研究における当事者の特徴として、世間一般の被害者よりも性暴力に関する知識を豊富に持ち合わせており、意識的にせよ無意識的にせよ既存の性暴力をめぐる言説を再構築したり、脱構築したりするための言語行為を行う可能性が高いということを特筆しておかねばならないだろう。

今回の語りは、インタビューアとインタビューイが共に性暴力の問題にかかわっているという関係性のもとに語られたものである。インタビュー開始時に、インタビューを実施する趣旨や学会・論文などでデータを公表する可能性があることを説明したうえで、当事者が筆者に語ってもよいと判断した範囲において語られたものである。なお、インタビューは二人き

りの個室の空間で実施し、一人につき概ね2～3時間かけて、子どもの時から現在に至るまでの性暴力被害経験とそれに伴う影響、心の傷が癒されたきっかけなどについて語ってもらった。こうした諸条件を特筆するのは、どのテーマでも言えることではあるものの、特に性暴力の問題は非常にデリケートであり、その経験を誰に話すのか、どこで話すのか、いつの経験をどのタイミングで話すのか、どの程度詳細に語るのか、どのような問題意識から語るのかといったさまざまな条件によって、語りの内容が大きく変わってくる可能性が高いためである。

そして、本稿では、当事者が<性暴力被害にあうこと>をめぐる語りにおいて、どのようにパフォーマンスに物語を再構築しているのかを見るにあたって、物語の中にある「ゆらぎ」に着目した。ここで「ゆらぎ」と表現しているものは、まさにバトラーが言うところのパフォーマンスな言語行為のことである。たとえば、当事者が自身の経験を語る際、大局的には「その経験は性暴力被害であった」という認識のもとで語られるものの<sup>6)</sup>、被害当時の認識に翻った場合、もしくは現在の自身への影響を鑑みた場合、「その行為は性暴力ではなく、性的行為であった」と語り直すといった、一見矛盾するように見える価値観や枠組みからの語りのことである。こうした語りの中にある「ゆらぎ」に着目することは、とりもなおさず<性暴力被害にあうこと>をめぐる新しい物語の可能性を見出していく作業に他ならない。

### 3-2 当事者の語り

以下では、第2章で確認したような、性暴力の社会問題化および性暴力被害者支援を通して構築された性暴力のフレームと、<性暴力被害にあうこと>をめぐる当事者の語りとのズレに着目して具体的な語りを例証していく。

---

<sup>6)</sup> インタビュー開始時にインタビューイに対して「どのような行為を性暴力と捉えているか」という質問を必ず行った。その結果、全員が「本人が望まない性的な行為はすべて性暴力である」との認識のもと、強姦や強制わいせつなどの身体接触がある行為のみならず、視覚や言葉だけによる非接触的な行為をも性暴力に含むと捉えていた。

### (1) 「傷つけられた被害者」の表象に対する抵抗

はじめに紹介するのは、Aさん（30代）である。Aさんは、学生時代に一年間交際していた恋人（彼氏）から性的な関係を強要されるなどのデートDVを受け、別れた後も5～6年もの長期間に渡り、いわゆる「リベンジポルノ<sup>7)</sup>」を含むストーカー被害に悩まされてきた。Aさんは、元恋人からの執拗なストーカー行為によって職場や家族に迷惑が及ぶことを懸念して、当時勤めていた会社を辞めざるを得ず、また実家からの引っ越しも余儀なくされた。そして、親や警察に介入してもらってようやく解決に至ったという経緯がある。Aさんは身体的にも、心理的にも、社会的にも脅かされる経験をしたにもかかわらず、自身の被害の状況と世間一般で認識されている「被害者」イメージにギャップがあるため、「被害者」としてカテゴライズされることに抵抗を感じると語った。

被害にあわれた方って、すごい苦しまれたりとか、悩まれたりとか、本当に落ち込んだりとか、すごくされるじゃないですか。だけど私の場合、そういったことがおかげさまでほとんどなく来たので、あまり自分が被害者だっていう認識がね、正直あんまりなかったんですよ。なので、世間が思っているような被害者像の枠で思われるのはちょっとちがうなど。

Aさんは最近、性暴力を防止するための社会啓発活動を始めてから、そうした経験が性暴力被害であったことに気づき、「自分が悪くなかったことに気づけたことはよかった」ものの、「被害者だと気づいたときに逆にちょっとショックで落ち込んだ」と言う。現在は、自分は悪くなかったと思う気持ちの方が強まったので、あまり落ち込むことはなくなったそうだ。

さらに、Aさんの語りで興味深かったのは、被害による人権侵害の認識についてである。Aさんは、性暴力を人権を侵害する行為であると位置づ

<sup>6)</sup> リベンジポルノとは、近年社会問題化しており、離婚した元配偶者や別れた元恋人の裸の写真・動画などをソーシャルネットワーク上に流出させる嫌がらせ行為のことを指す。

けているものの、被害を受けたことによって自身の価値を見失ったり、自尊心が傷ついたりしなかったので、自分は人権を侵害されなかったというふうに捉えているのである。

加害者からすると、被害者に対して人権を侵害している行為だと思えます。で、被害者側、私側からすると、その、思ったより侵害ではなかったみたいな。(中略)被害にあって(自分の)価値を見失っている人がすごく多いんだけど、そんな価値を見失う必要はない。

Aさんと同様にBさんも、既存の「被害者」カテゴリを用いて表象されることへの抵抗を語ってくれた。Bさん(40代)は、小学生の頃に年の離れたいところから数回に渡って体を触られた経験がある。当時は、いとこと「遊んでいる」という感覚だったので否定的な経験としては残っていなかったが、中学生の時に性の知識を得たことで、その出来事を思い出し「ああ、どうしよう。まずい」と思ったと言う。

Bさんは、「性はとても大切である」とか「性暴力はとても重大な被害である」といった価値づけそのものが、被害者を生きづらくさせているという状況を懸念している。そして、性暴力被害を「人が生きていくうえで起きたたくさんの経験の中の1つ」であり、「気持ちの持ちようで捉え方を変えていけるもの」と位置づけている。

(性暴力被害は)腕を1本取られたわけでもないし、自分の気持ちの持ちようで何とでもなるようなもの。(中略)気持ちの持ちようで何とでもなるようなものに関しては、道端でこけたぐらいにしか、私には思えない。

しかしながら、自分が性暴力にあったことを他者に語れば、他者の価値観によって傷つけられるから、現在も被害にあったことを誰にも言っていないし、死ぬまで人に話さないと言った。

性の価値観は、寝ること、ご飯を食べることと横並び。(中略)自分のなかの(性に対する)位置づけと、世間の位置づけというのは、ギャップがあるじゃないですか。だから自分はこれでよかったって、世間が放っておかなければ、そこで苦しむわけですよ。(中略)「口に出したら世間にどうとられるか」というぐらいの傷は付いてるから、「これ絶対言うともまずいよね」ということになるし、ことさら、親なんかには言えないですよ。それはもう期待を裏切るようなことはできないわけだから、やっぱりこれは墓場にまで持っていく感じ。

## (2) 「性暴力被害」と「性的行為」の境界線

Cさん(40代)は、13歳の時に近所に住む知り合いの男子学生から「ポルノ雑誌を見に来ないか」と誘われた。思春期であり性に対する興味もあったので、「積極的な同意ではなかったにしろ」自分の意思で大学生の自宅を訪れて雑誌に目を通したが、その画像があまりにもグロテスクであったため衝撃を受けたようだ。Cさんは、自分以外の13歳の子どもが同様の経験をした場合は、年齢や行為そのものに対して性暴力の定義を当てはめやすいが、自分の場合はその時の感情や状況などを把握しているがゆえに、性暴力か性的体験のどちらに位置づけたらいいのか判断に迷うと語った。

他の人が13歳だったら、まったく同じ被害にあっていたら、あなたそれは性被害だよって強く言える。強く言えるというかしっかり言えると思うんですよ。でも自分のことになると揺らいでしまう。(中略)13歳ですから、性に対する興味もあるわけです。興味もあり、その人を好きとかそんなんじゃないけど、恋愛感情じゃないけど、背伸びをしたい感情もあったでしょうし、複雑ですね。

さらに、Dさん(60代)は、小学生や中学生の頃に、学校の教員から手を触られたり、ひざの上に載せられたり、結婚したいと発言されたり、といったセクハラ被害によくあっていた。今ならそれらの行為を「セクハラ」

だと断定するけれど、当時はそういった概念もなく、「えこひいき」として捉えており、それなりに楽しい記憶としても残っていると語った。

今は、私は「セクハラ許さん」とか言ってるけどね、でもその時は許してたんだよ、私自身。今の時点から見ればね、そりゃセクハラだったんだけど、あの時代でそういう概念がなくて。(中略)私だって「しょうがないよね」という感じはあるんだけど、どっかで多少、何か楽しんでたかもしれない。

#### 4 パフォーマティブな語りによる「被害者」概念の充実をめざして

以下では、語りの中に見られた「ゆらぎ」に着目し、当事者がどの分野で構築された「被害者」カテゴリに依拠しながら「被害者」アイデンティティを提示したり、被害経験の物語をずらしたりしていくのかを注意深く読み解き、パフォーマティブな語りを通して「被害者」カテゴリを充実させることの意義を検討する。

##### 4-1 「あなたは加害者である／私は被害者ではない」のゆらぎ

まず、「あなたは加害者である／私は被害者ではない」といった物語のゆらぎについて整理する。Aさんの場合、その被害経験は、元恋人からのデートDVおよびストーカー被害に包摂された問題として語られているものの、「私は被害者ではない」というアイデンティティが表明された。その理由はAさん自身も述べているように、精神医学・心理学分野で表象された「被害者像」、つまり精神的に傷つき、追い詰められ、苦しんだり、悩んだり、落ち込んだりしている被害者、といったイメージで捉えられることに抵抗するためである。

さらにAさんは、「加害者は人権を侵害した人であるが、私は人権を侵害された人ではない」として、同じ行為を共有した自己と他者の間でアイデンティティをずらす語りを提示している。この語りは、恐らくフェミニズムが構築した「性暴力は女性に対する人権侵害であり、男性が女性を支

配するために振るう手段である」といった言説への抵抗であろう。Aさんの語りが意味するところは、「相手から支配された私」、もしくは「人としての価値を損壊された私」として表象されることへの拒絶であり、性暴力被害にあったからといって人としての価値が損なわれるわけではないといった主張の表れであると考える。

このような性や身体をめぐる価値や規範をずらしていく語りは、Bさんの語りの中にもみられている。Bさんは、「性はとても大切である」とか「性暴力は重大な被害である」といった価値づけそのものが被害者を生きづらくさせているといった視点からその問題を指摘し、Bさん自身のもつ性や性暴力の価値を下げていくといった実践を提示している。そもそも、性や性暴力の価値を高めていくための言説は、フェミニズムの社会運動を通して構築されたのだが、そうした主張が出現した背景には、男性中心主義的な視点からの女性蔑視や性暴力の矮小化が存在していたからに他ならない。Bさんの語りが興味深い点は、こうした性暴力の矮小化に対抗するためのフェミニズムの言説を、さらに転覆させる方向で語られていることである。

さらに、Bさんからは、性や性暴力に対する自身の価値づけはすでに低いため、被害による影響は殊更受けていないけれども、他の人たちにとってそれらの価値が高ければ、その帰結として自身が傷つけられるので、被害経験を開示しないといった実践が語られた。つまり、性暴力に対する自他の認識がズレていることによって、自身が傷つく可能性がある場合は、「被害者」アイデンティティそのものを隠蔽するといった対応の様子が見出せた。

#### 4-2 「性暴力被害を受けた／性的関係にコミットした」のゆらぎ

次に、「性暴力被害を受けた／性的関係にコミットした」といった物語のゆらぎについて整理する。Cさんの場合、知り合いの男子学生と一緒にポルノ雑誌を見た経験について「性暴力被害であったか、性的な経験であったか」といった2つの認識の間でゆらいでいた。このゆらぎが生じた要因は、当時Cさんが13歳であったことと、男子学生が顔見知りであった

ことが関連している。現在、刑法（177条）において「暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする」と規定されている。つまり、刑法では13歳を性的自己決定能力をもつ最低年齢と定めており、13歳未満の子どもの性的関係は虐待として捉えられている。そのため、Cさんにとって13歳という年齢は、司法の枠組みにおいて性暴力かどうかを判断するための重要な指標であるとともに、果たしてその年齢で性的自己決定が発揮できたかどうかの自問が繰り返されるという重大なポイントになっているのである。

ここで筆者が重要だと思うことは、Cさんがその経験について性暴力もしくは性的行為のどちらの解釈をした方が、Cさん自身が楽になるのかといった語りを一切しなかったことである。つまり、Cさんは「性暴力被害者である私」というアイデンティティと「性的関係にコミットした私」というアイデンティティを行ったり、来たりすることによって、自身が抱えやすい物語として再構築している可能性が高いと考えられるのである。

こうした当事者にとって抱えやすい物語に再構築する方法は、Dさんの語りの中でも見受けられた。これまで職場や知人の間で起きた不快な性的接触は、「いたずら」「あいさつ」程度の問題として扱われてきた。しかし、80年代にフェミニズムの分野から「セクハラ」概念が登場したことによって「力と支配の問題」あるいは「人権侵害の問題」として位置づけられるようになった。Dさんの語りが興味深い点は、性的接触を伴う教師との関係性について、「セクハラ」概念のフィルターがかかって以降はその経験は許せないものとして位置づけられているものの、「セクハラ」概念がなかった時代には「えこひいき」として許容し、「どこか楽しんでいた」と語られた点である。この語りからは、同じ経験を振り返る際にも、その経験を捉える認識枠組みを変容させることによって、当事者が抱えやすい物語にしたり、反対に抱えにくい物語になったりする可能性があるということである。

#### 4-3 パフォーマティブな語りと「被害者」カテゴリの充実の可能性

以上見てきたように、性暴力の社会問題化や性暴力被害者支援に取り組んできた4人の「支援者」による「当事者」の語りからは、これまでに構築されてきたさまざまな性暴力の言説を再構築したり、脱構築しながら、自己に付与されている「被害者」の意味づけを変換させるための数々の語りの実践が見て取れた。

本研究において、こうした「被害者」アイデンティティをずらす語りの実践が見出せたのは、「傷つけられた被害者」と自己との間、「加害行為を行った相手」と自己との間、「性や性暴力に対する規範」と自己との間、「司法制度で承認された被害者」と自己との間、「セクハラ概念で権利主張できる被害者」と自己との間においてである。

これまでフェミニズム、司法、精神医学・心理学などの各分野において、支援者や専門職者によって構築されてきた「性暴力」をめぐる言説や「被害者」カテゴリは、被害によるマイナスの影響が強調されるとともに、「性」そのものへの価値を高めることによって、性暴力を抑止したり、支援の充実を促すなどのある一定の効果が得られたことは殊更強調するまでもない。しかしながら、これらの言説はすでに被害を受けてしまった人にとっては、被害にあった辛さ以上に重い負のラベリングとなって更なるダメージを与える可能性を孕んでいる。本研究において、当事者のパフォーマティブな語りの中に見出せた「被害者」アイデンティティをずらすといった語りの実践、すなわち、「被害者」カテゴリを充実させていく方法は、こうした既存の言説から受けるダメージを払拭する機能を果たしていると言っても過言ではないだろう。

## 5 おわりに

今回、4人の当事者によるパフォーマティブな語りを通して「被害者」アイデンティティをずらしながら提示する実践を確認できた。今後、さらに多くの被害者の物語を丁寧に紡いでいくことで、さまざまな「被害者」アイデンティティのずらし方を見出すことができ、さらなる「被害者」ア

アイデンティティの充実を図ることができるだろう。こうした「被害者」アイデンティティを充実させる作業とは、すなわち、被害にあった当事者が既存の性暴力をめぐる言説や「被害者」カテゴリに囚われることなく、一人ひとりの被害経験の意味を紡ぎ、自身にとって抱えやすい物語としてその経験を相対化していく作業に他ならない。「被害者」が性暴力被害者に付与された所与の意味づけから解放され、ただ「被害者」として存在したり、あるいは「被害者ではない」一人の人として存在しやすくなるために、「被害者」カテゴリを充実させることの意義は大きいだろう。

### 【文献】

- 伊藤良子 (2013) 「ミニコミにみる性暴力の社会問題化」『女性学年報』34、67-87
- 国連経済社会局女性の地位向上部 (2011) 『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』 信山社
- ジュディス・L・ハーマン (1999) 『心的外傷と回復 (増補版)』 中井久夫訳、みすず書房
- ジュディス・バトラー (1999) 『ジェンダー・トラブル フェミニズムとアイデンティティの攪乱』 竹村和子訳、青土社
- ベセル・A・ヴァン・デア・コルク、ら (2001) 『トラウマティック・ストレス —PTSDおよびトラウマ反応の臨床と検査のすべて』 誠信書房
- 諸澤英道 (1998) 『新版 被害者学入門』 成文堂
- 森田ゆり (1991) 『沈黙をやぶって 子ども時代に性暴力を受けた女性たちの証言 心を癒す教本』 築地書館
- Nicola Gavey, 1999, " 'I Wasn't Raped, but...' Revisiting Definitional Problems in Sexual Victimization," Sharon Lamb ed., *New Versions of Victims: Feminists Struggle with the Concept*, New York and London, New York University Press, 57-81
- Sharon Lamb, 1999, "Constructing the Victim: Popular Images and Lasting Labels," Sharon Lamb ed., *New Versions of Victims: Feminists Struggle with the Concept*, New York and London, New York University Press, 108-138
- NPO法人日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオンHP 「用語集 —サバイバー」  
<http://www.just.or.jp> (2015/01/12アクセス)
- 警察庁HP 「犯罪およびパワー濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」  
<https://www.npa.go.jp/higaisya/data/sengen.htm> (2015/01/12アクセス)
- 国連HP 「Handbook for Legislation on Violence against Women」

[http://www.unwomen.org/~media/Headquarters/Attachments/Sections/Library/Publications/2012/12/UNW\\_Legislation-Handbook%20pdf.pdf](http://www.unwomen.org/~media/Headquarters/Attachments/Sections/Library/Publications/2012/12/UNW_Legislation-Handbook%20pdf.pdf) (2015/01/12アクセス)